

通達区分	例規通達
有効期間	30年

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

宮本免第412号  
令和7年3月24日  
宮城県警察本部長

違反者講習実施要綱の改正について（通達）

違反者講習（道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第13号に規定する講習をいう。以下「講習」という。）については、「違反者講習実施要綱の一部改正について（通達）」（平成29年3月10日付け宮本運教第262号）により運用しているところであるが、違反者講習実施要綱について、別添のとおり改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 講習の効率的な運用を図るため、講習の実施方法等について、所要の改正を行った。
- (2) 要綱の細目事項について交通部長が別に定めることとした。
- (3) 文言等の整理を行った。

2 施行期日

令和7年3月24日

## 違反者講習実施要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第13号の規定による違反者講習（以下「講習」という。）に関する事務処理について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 準拠

講習の実施については、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）及び宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### 第3 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

#### 1 社会参加活動

講習規則第6条に規定する活動をいう。

#### 2 運転適性指導

法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。

### 第4 講習の委託

講習を委託する場合は、府令第38条の3に規定する基準に適合する者に限定して行うこととし、講習の水準が維持され適正に実施されるよう常時指導するものとする。

### 第5 講習実施上の留意事項

#### 1 講習指導員

講習指導員（以下「指導員」という。）は、適格性を有し交通部長が別に定める資格要件を満たす者をもって充てるものとし、交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）が承認するものとする。

#### 2 講習実施日

講習は事前予約制とし、講習通知から1か月間に受講できるよう受講者の利便性を考慮して講習実施日を事前に計画するものとする。

#### 3 講習の実施区分

講習は受講者の選択により、社会参加活動を体験させることを含む講習（以下「社会参加型」という。）及び社会参加型以外の講習に区分して実施するものとし、社会参加型を選択した受講者については、講習日より前にあらかじめ社会参加活動を経験し、講習日にその他講習内容を受講することができる。

#### 4 学級編成

学級は9人編成、運転適性指導は1グループ3人を原則とし、より効果的かつ、

効率的に実施できるよう適切に指導員を配置するものとする。

なお、免許種別や違反態様に応じた学級編成を原則とし、受講人員その他の理由により、一般学級として合同で実施する場合は指導方法に配慮するものとする。

#### 5 考査の実施

考査は、講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構え等を課題とした感想文を記述させるものとする。

#### 6 実施結果報告

委託を受けた機関において講習を実施したときは、講習終了後に実施結果を報告させるものとする。

#### 7 講習受講済みの登録等

運転免許課長は、講習を実施し、又は実施結果の報告を受けたときは、速やかに講習終了者についての登録、整理等を行うものとする。

### 第6 細目事項

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は交通部長が定める。